



18歳以上のヤングケアラー(若者ケアラー)の相談窓口について

子供・若者育成推進法の改正や第3期東京都子供・若者計画での方針を受け、都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課において、所管の「東京都若者総合相談センター・若ナビα」を18歳以上のヤングケアラー(若者ケアラー)の一次的窓口として位置付けます。このたび、実務経験を有するヤングケアラー・コーディネーターを配置いたしました。今後は、個別ケースにも対応し、区市町村との連携を図ってまいります。

【業務内容】

- 若ナビαにおける電話相談及び面接相談の実施
 - ※ 若ナビαにおいて、都民や支援機関等から受け付けた若者ケアラーに関する相談について、当課のヤングケアラー・コーディネーターに取次ぎ、予約制の電話相談や面接相談を実施
- 必要に応じて支援計画の作成、区市町村や関係機関とのケース会議の開催
- 若者ケアラーの事例や解決方法の収集、マニュアル等の作成、研修の企画及び開催

【配置時期】 令和7年7月1日